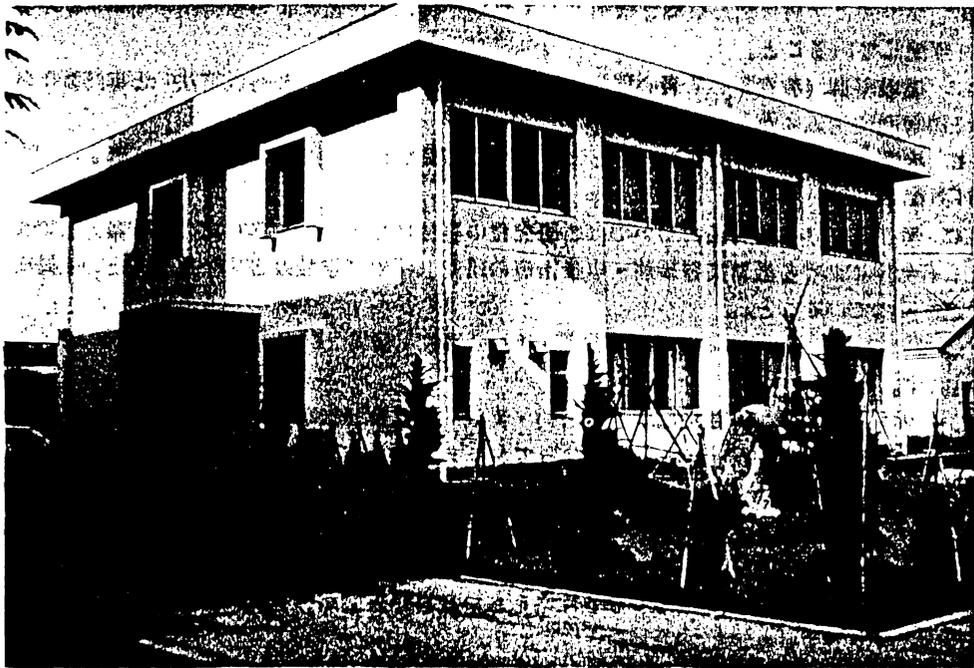


富山大学 教育学部  
 附属教育実践研究指導センターニュース  
 第 1 号

CENTER NEWS  
 CENTER FOR RESEARCH AND TRAINING IN TEACHER EDUCATION  
 FACULTY OF EDUCATION, TOYAMA UNIVERSITY



完成した教育実践研究指導センター全景（昭和58年1月）

目	次
1. センター発足に思う.....	教育学部長 センター長(事務取扱) 大澤 欽治..... 2
2. 広場としてのセンター.....	センター専任教授 屋敷 平州..... 3 センター専任講師 山西 潤一
3. センターの現状.....	センター専任教授 屋敷 平州..... 4 センター専任講師 山西 潤一
4. センターの組織と運営.....	..... 6
5. 今日までの歩み.....	..... 8

1983年 3月

富山大学教育学部附属教育実践研究指導センター

# センター発足に思う

教育学部長 大澤 欽治  
センター長(事務取扱)

## 1. はじめに

本学部附属教育実践研究指導センターの発足を目前に控え、教育学部の多年にわたる宿願が漸く達成できた、という実感を関係の皆様方と分ち合えますことに、深い感慨を覚えます。

昭和54年2月、センター設立準備委員会が組織され、昭和57年、設立認可の運びとなりましたが、これも、その間における委員の方々の並々ならぬ御努力と本部及び学部関係の方々の御理解があったからであります。更に、このような学部あげでの動きのなかで、センター規則の整備、センター専任教官の着任、2階建、530㎡の白亜の殿堂完工と、逐次準備が整えられて参りましたことを感謝いたします。

## 2. センターの役割

まず、本学部のもつ特徴に触れてみたいと思います。

第1に 課程制と学科目制を縦軸と横軸として組織され、免許法による教科制の問題がカリキュラムを支配していること。

第2に 教職科目(教育学、教育心理学、道徳教育と10教科に及ぶ教科教育法)と専門教科があり、教職の専門性育成にかかわること。

第3に 他学部 비해、富山県の教育と最も密接な連繋をもち、円滑な協力体制を考慮し、現職教育にも配慮していること。

第4に 学部における研究面については、研究費の裏付けをもつ「大学における授業方法の改善研究」、「大学における教育実習事前・事後指導の研究」、「附属学校及び実習協力校との協同研究」が進められていること。

以上は、教育実践に要求される基礎的な資質、教養の育成・修得という学部の主な使命に関連するものであります。

一方、センターは「教育実践に関する理論的・実践的研究及び指導を行う」ことを目的とし、その達成のため、必要な業務を遂行することになっております。

今後、本学部のもつ使命、任務を果たすため、センターは大きな役割を担うことになると思います。

## 3. センターに期待する

心に描くセンターのイメージの一つに、教官の教育懇談の場としてそれが浮かびます。

毎月1回の定例教授会と表裏一体になる性格をもつ教官懇談会が、例えば各月1回程度開催されることを希望しています。

また、教育情報の収集、整備にあたっては国内ばかりでなく、世界に求め、広い展望をもつセンターであることを期待します。

なお、センターが、前記諸研究の場として活用され、また、このためにも管制塔的な役割を果たすことを望みます。

## 4. 結 び

近年、非行問題などから、義務教育についても論議がなされていますが、義務教育の充実強化による有為な人間育成の基盤を培うことこそ、国家、民族の繁栄、ひいては人類の発展に貢献する道であり、このことを思えば、義務教育の重要性を一層深く感ずる次第です。

教育の充実強化のためには、現代文明の先端技術をいかした機器活用による能率的な実践は大切です。しかし、物質文明に精神文化が立ち遅れることのないよう求めるのが教育でもあります。教育は、常に「温古知新」のうちに実践されるべきものであり、古来申されておりますように、人間の心を、魂をもゆきふり育てることを目指す教師の誕生を、センターの発足にあたって、望んでやみません。

# 広場としてのセンター

センター専任教授 屋敷平州

センター専任講師 山西潤一

## 1. より確かなものを求めて

センターに与えられている目的は、「教育実践に関する理論的・実践的研究及び指導を行うこと」であり、本センターは教育実践と深くかかわることになります。

かりに、しかるべき目的を、しかるべき方法で達成しようとする行為の系列を、実践と呼び、ジョン・デューイ流に目的（End）を行為の終り（End）とすれば、目的は、それに向かう手段としての行為の階梯をたどり終える段階であり、実践はこの行為の系列を不断に踏破しようとするでしょう。目的は達成されると手段となり、更に新たな目的を見出すという具合に。あたかもEndless endsであるかのように。

教育実践は、教えられるもの自身が望ましい方向に逐次行動を変容する営みと深くかかわり、普遍的な人間性と唯一の存在としての独自性の交点に立って自己を形成しようとする主体と対面し続けることになります。こうした教育実践は、条件が複雑でありますだけに、ある種の“Endless ends”や「限りなさ」をすら感じさせる場合も少なくありません。

しかし、このことは発展のない、固定された目的に停止することを拒否し、ends が常に創造的にとらえられてあることを求める証左でありましょう。

教育実践とその研究及び指導をめぐって、いま、センターは、確かで、休まない道程を切り開こうと願い、出発しようとしています。

## 2. Forumのような広場となることを

大学における研究は、自由で、自主的であります。この自由で自主的な研究の諸分野が、教育の目をもって相互に交流し合い、更にそこに附属学校等の実践を導入することで、教育実践研究の創造性と実証性をより確かなものとする可以考虑です。

センター運営委員会では、こうした観点から、センター運営の基本として、「センターが教育に関する自由で気軽な学部内の懇談、討議の場となり、あわせて機器等の利用の便を図り、文字どおり教育実践研究のセンターとなるよう配慮する」ことが確認され、以下の諸点に留意することとなりました。

- (1) 教育学部における教科専門、教職科目、教科教育等各分野の研究とその成果のうえに立ち、可能な協同研究が推進されることによって、新たな教育実践研究の開拓を行う。
- (2) 教育実践を日々進めている附属学校等の研究を重視し、これらの学校とも協力研究あるいは協同研究を進める。
- (3) 教育実践研究の多面性、効果性等を考慮し、科学技術及び機器の活用を進め、研究の実証性を重んじ、諸問題の解明を図る。
- (4) 他大学や県内関係機関等との研究、情報の交換あるいは必要と認められる協力研究を行う。

これらは、センター規則第3条（6頁参照）の業務の遂行に関係の深いものであり、センターの目的達成に寄与すると考えております。

センターの本格的な出発にあたって、改めて、教育実践は総合的包括的な特性を持っており、研究には総合的統合的手法が必要であることを感じておりますが、その手法の基礎的な究明も不可欠であると思っております。それだけに、センターがギリシアの *áropá* やローマの Forumのような広場、あるいはソクラテスやプラトンが好んで用いた対話の場となり、教育の、また教育実践の真実態を追求する脈動に満ちた研究と指導の空間として活用される、そんな広場となることを念頭に据えております。皆様方の御指導、御協力をお願いいたします。

# センターの現状

センター専任教授 屋敷平州

センター専任講師 山西潤一



センター正面玄関

## 1. 教育懇談会、研究プロジェクト

昭和57年4月教育実践センター設置以来、はや1年が経過しようとしている。この間、6月には専任教官が着任し、その後運営委員会が組織され、センター運営の基本方針作りが行われた。その結果、すでに上述した通り、センターが教育に関する自由で気軽な学部内の懇談、討議の場となり、あわせて機器等利用の便を図り、文字通り教育実践研究センターとなるように充分配慮するとの基本方針が打ち出された。現在、この基本方針に沿って、教育懇談会の開催や研究プロジェクトを発足させる準備を行っている。教育懇談会は、読んで字のごとく各先生方に、専門の立場から、あるいは専門の立場という枠組を設けずに、自由な立場から種々の話題を提供して頂いて、教育実践研究について懇談しようというものであり、58年4月から定期的で開催する予定である。又、研究プロジェクトについては、セン

ター規則第3条(1)～(4)に記してあるように、教育実習の改善に関する問題、授業分析、評価法に関する問題、教材、教具の開発の問題、教師教育改善の問題等を中心に、学部内外の研究者ならびに、教育実践を日々進めている附属学校、関係機関等の教育関係者との協力的な研究プロジェクトを準備中である。

## 2. センター建物

センター建物については順調に建設が進められ、58年1月、表紙に示すような鉄筋2階建ての立派なセンターが教育学部第2棟に隣接して建築された。センター長室、教官研究室の外、授業実践研究室、映像教材開発室、マイクロティーチング室、訓練プログラム開発室、教材資料作成室の5つの研究室が設けられ、教育実践研究センターとしての機能が充分発揮できるよう機器等の設備が進められている。以下に各研究室の主目的を示す。

### 授業実践研究室

- ・ TV. VTR. OHP 等の視聴覚機器の導入による授業の分析および評価の研究と指導
- ・ 授業場面を用いての教師の意志決定等についてのシミュレーション

### 映像教材開発室

- ・ ビデオ教材の開発作成
- ・ 授業実践研究室、マイクロティーチング室での授業実践行動の記録と編集
- ・ CCTV システムによる授業実践行動の記録と編集

### マイクロティーチング室

- ・ 小グループでの授業研究と指導
- ・ 授業スキル、教授行動の分析

### 訓練プログラム開発室

- ・ 教育情報データベースの作成による授業分析等の研究
- ・ 教材資料の管理検索
- ・ 教育情報処理の訓練
- ・ 個別学習用 CAI システムによる教授スキルの研究と指導

## 教材資料作成室

- ・教育教材の開発作成
- ・教材資料の収集管理

### 3. 57年度予算

昭和57年度予算配分は、第1回運営委員会（10月29日）で下表のように決定された。特に初年度でもあるので、運営経費の一部ならびに授業分析室の運営経費の一部も設備充実費に回し、設備の充実が図られた。

項 目	予 算 額 (円)	備 考
<b>A. センター運営費</b>		
事務費	106,700	事務関係経費および消耗品
紀要等刊行費	100,000	本年度は「センターニュース」のみ刊行
図書費	100,000	図書充実費
計	306,700	
<b>B. センター設備費</b>		
授業実践研究室充実費	6,200,000	授業実践研究システムの導入
訓練プログラム開発室充実費	4,500,000	教育情報処理システムの導入
教材資料作成室充実費	1,400,000	スライド作成機、TP作成機、複写機等
マイクロティーチング室充実費	500,000	TV、VTR、OHP等
計	12,600,000	

導入する設備の主要なものは、研究計画に基づいた全体構想のもとに運営委員会で慎重に検討した結果、授業実践研究システムと教育情報処理システムの2つのシステムとされた。授業実践研究システムとは、視聴覚機器を主にした授業の実践研究ならびに指導を行うためのシステムである。又、教育情報処理システムは、次頁に示すようなデータベース構想のもとに、教育の場で行れる種々の情報の処理を行うためのパーソナルコンピュータシステムである。両システムとも11月に機種選定委員会を設けて協議の結果、機種の選定発注も終り逐次納入されている。各システムの構成は以下の通りである。

#### 授業実践研究システム（ナショナル製）

100インチビデオプロジェクター、VHS、 $\beta$ 、U ビデオ再生録画機、カラーデータビューア、天井吊下げ20インチモニターテレビ6台、映像、音声系制御卓

#### 教育情報処理システム

##### 1. IF 800 Model 30（沖電機製）

周辺機器として、マークカード読取機、データ通信用音響カップラー、ソフトウェアの主要なものとしてリレーショナルデータベースCONDOL S-20を装備。

##### 2. HP-86（横河ヒューレットパッカー製）

周辺機器として、4ch. A/D コンバーター、XYプロッター、ラインプリンター、ソフトウェアの主要なものとして、グラフ作成、波形解析用パッケージを装備。

#### 4. 各研究室の機能

最後に、データベースという概念に基づいた各研究室の機能と情報の流れを図に示す。

＝線は各研究室を示し、—線は各研究室での機能を生かすことによって生じる成果を示す。センターの設備計画は3年計画の予定であり、逐次設備充実を図る予定であるが、データベースへの蓄積、ならびにデータベースに蓄えられたデータをいかに活用していくか等、今後検討していかなければならない問題も多い。関係各位の御協力をお願いする次第である。



2. 前項に掲げる職員のほか、必要がある場合は、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2. センター長は、教育学部（以下「学部」という。）の教授又は助教授をもって充てる。

3. 学部長は、学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、センター長候補者を学長に推薦する。

4. 教授会は、センター長候補者の選考を次の各号の1に該当する場合に行う。

(1) センター長の任期が満了するとき。

(2) センター長が辞任を申し出たとき。

(3) センター長が欠員となったとき。

5. センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(専任教官)

第6条 センターの専任教官は、教授、助教授、講師又は助手とする。

(研究員)

第7条 センターの研究員は、学部の教官及び学部附属学校の教官のうちから、センター長の推薦に基づき、学部長が委嘱する。

2. 研究員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、センターに富山大学教育学部附属教育実践研究指導センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第9条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) センターの運営の基本方針に関すること。

(2) センターの予算に関すること。

(3) その他必要と認める事項

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターの専任教官

(3) 教授会で選出された学部の教官 3名

(4) 学部附属学校長の推薦に基づき、教授会で選出された学部附属学校の教官 各1名

2. 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第11条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2. 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3. 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

第12条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2. 議長は、必要に応じ委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第13条 センターに、必要と認める専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第14条 センターの庶務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改正)

第16条 この規則の改正は、教授会の議を経るものとする。

## 附 則

この規則は、昭和57年4月16日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

### 運 営 委 員 会 委 員

大 澤 欽 治	センター長（事務取扱）	中 谷 隆 一	附属小学校
屋 敷 平 州	センター専任教官	島 原 一 清	附属中学校
山 西 潤 一	センター専任教官	舟 杉 博 稔	附属養護学校
三 塚 正 臣	数学科教育	杉 谷 利 枝子	附属幼稚園
林 良 重	理 科教育		
宮 崎 州 弘	教 育 学		

## 今 日 ま で の 歩 み

### 昭和53年度

- 昭和54年2月14日 第12回教授会において、教育工学センター設置検討小委員会が承認された。  
同 3月20日 第1回教育工学センター設置検討小委員会

### 昭和54年度

- 昭和56年4月6日 第2回教育工学センター設置検討小委員会  
同 年7月12日 第3回教育工学センター設置検討小委員会  
同 年12月10日 第4回教育工学センター設置検討小委員会  
昭和55年1月9日 第1回教育工学センター設置検討専門部会  
同 年1月21日 第2回教育工学センター設置検討専門部会  
同 年1月29日 第3回教育実践研究指導センター設置検討専門部会  
第3回専門部会から「教育工学センター」を「教育実践研究指導センター」と改称することが決定された。  
同 年1月30日 第4回教育実践研究指導センター設置検討専門部会  
同 年2月13日 第5回教育実践研究指導センター設置検討専門部会  
同 年2月22日 第6回教育実践研究指導センター設置検討専門部会

### 昭和55年度

- 昭和55年4月30日 第3回教授会において、昭和56年度概算要求事項として教育実践研究指導センター設置を要求することが了承された。  
同 年5月21日 第5回教育実践研究指導センター設置検討小委員会  
同 年10月13日 第6回教育実践研究指導センター設置検討小委員会  
同 年11月10日 第7回教育実践研究指導センター設置検討小委員会  
同 年11月25日 閉回路テレビシステム運営委員会において、教育実践研究指導センターと閉回路テレビシステムとの関連について協議された。  
同 年12月10日 第8回教育実践研究指導センター設置検討小委員会  
同 年12月17日 第12回教授会において、「教育実践研究指導センター設置検討小委員会」を「教育実践研究指導センター準備委員会」に切替えることが了承された。

昭和56年度

昭和56年4月22日	第1回教育実践研究指導センター準備委員会
同年6月3日	第3回教授会において、昭和57年度概算要求事項として教育実践研究指導センター設置を要求することが了承された。
同年6月15日	第2回教育実践研究指導センター準備委員会
同年7月13日	第3回教育実践研究指導センター準備委員会
昭和57年1月18日	第4回教育実践研究指導センター準備委員会
同年1月20日	第10回教授会において、教育実践研究指導センター設置の予算内示があり、教育実践研究指導センター設立委員会の発足が協議された。
同年1月25日	第1回教育実践研究指導センター設立委員会
同年1月27日	第2回教育実践研究指導センター設立委員会
同年2月2日	第1回教育実践研究指導センター人事検討委員会
同年2月7日	第11回教授会において、教育実践研究指導センターの建設位置と建物平面図が承認された。
同年3月24日	第3回教育実践研究指導センター設立委員会
同年4月7日	第4回教育実践研究指導センター設立委員会
同年4月8日	第5回教育実践研究指導センター設立委員会
同年4月14日	第2回教育実践研究指導センター人事検討委員会
同年4月14日	第1回教授会において、教育実践研究指導センター規則(案)を協議した。
同年4月16日	第1回人事教授会において、教育実践研究指導センター専任教官の選考委員会が設置された。
同年4月16日	第1回評議会において、教育実践研究指導センター規則の制定(案)が承認された。
同年5月12日	第4回人事教授会において、教育実践研究指導センター専任教官の資格審査及び任用が協議された。
同年6月1日	教育実践研究指導センター専任教官の講師に山西潤一が採用された。
同年6月16日	教育実践研究指導センター専任教官の教授に屋敷平州が採用された。
同年6月23日	教育実践研究指導センター専任教官と学部教官の懇談会
同年6月30日	教育実践研究指導センター専任教官と附属学校教官との懇談会
同年7月2日	教育実践研究指導センター専任教官と教育実習校の堀川小学校教官との懇談会
同年7月14日	教育実践研究指導センター専任教官と教科教育、教職担当教官との懇談会
同年7月24日	教育実践研究指導センター新営工事着工
同年10月13日	第8回教授会において、教育実践研究指導センター運営委員会委員が選出された。
同年10月29日	第1回教育実践研究指導センター運営委員会
同年11月2日	第1回教育実践研究指導センター機種選定委員会
同年11月9日	第2回教育実践研究指導センター機種選定委員会
同年11月18日	第3回教育実践研究指導センター機種選定委員会
同年12月8日	閉回路テレビシステム運営委員会において、教育実践研究指導センターと閉回路テレビシステムとの関係について協議された。
昭和58年1月27日	教育実践研究指導センター新営工事竣工

印 刷 昭和58年3月31日

発 行 昭和58年3月31日

編集発行 富山大学教育学部

附属教育実践研究指導センター

代表者 大 澤 欽 治

〒930 富山市五福3190

(TEL) 0764-41-1271